

令和 3 年

第 13 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和3年12月21日(火)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和3年12月21日(火) 15時 0分

2 招集場所
5階 501会議室

3 出席委員

教育長職務代理者	金澤	精子
委員	村上	信哉
委員	桃坂	克己
委員	水谷	知子

4 欠席委員

5 出席職員等

長尾教育長
辛嶋教育部長
吉本教育総務課長
吉田指導室長
木村防災食育センター長
川中学校管理課長
増田生涯学習課長
門司スポーツ振興課長
井上教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 15時 34分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

令和3年12月21日

開議 15時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは、定刻となりましたので、令和3年第13回の定例教育委員会を開催します。
それでは、長尾教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達しておりますので、令和3年第13回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものとします。

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてでございます。

11月30日から12月20日までの事務について、記載をいたしました資料を事前にお配りさせていただいております。内容等について御質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、報告を終わらせていただきます。

では、本日の議事に入らせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第45号 教職員のSNS等利用に関する基本方針について

○教育長 長尾明美君

議案第45号 教職員のSNS等利用に関する基本方針について、御説明をお願いいたします。

指導室お願いいたします。

○指導室長 吉田実君

指導室から、議案第45号 教職員のSNS等利用に関する基本方針について説明します。3ページを御覧になってください。

3ページに教職員のSNS等利用に関する基本方針について、事務委任規則第2条第1項第1号に基づいて審議をお願いしますと、私、示しておりますが、規則のですね第2条第1項第4号の誤りでありましたので、訂正をお願いします。すみません、4号をお願いします。

次の4ページを御覧になってください。ことし7月に福岡県の教育長より教職員のSNS等利用に関する基本方針についての通知がありました。教職員と児童生徒とのSNS等の私的なやり取りから、わいせつ行為などの懲戒処分事案につながる事例が国へ多数報告され、国から県に対して児童生徒との私的なSNS等のやり取りを禁止し、業務上必要な場合であってもその取扱いを明確化するよう通知がなされ、県においては基本方針を7月に定めております。

県通知の内容ですが、市町村においてもSNS等を用いた児童生徒との私的なやり取りの禁止、業務上必要な場合の連絡方法や管理職との情報共有等についての指針や通知等を作成し周知するよう、通知がございました。県の基本方針を参考に、4ページからですけれども、別紙のとおり基本方針の作成を進めてまいりました。

行橋市の基本方針ですが、不祥事防止の観点からオンラインを活用した教科指導、学級運営や部活動指導上の連絡などSNS等を利用し児童生徒へ業務上必要な連絡を行う場合は、学校管理下においてのみ行います。

学校管理下ですが、学校が管理し児童生徒及び教職員に付与されたアカウントを使用して連絡する場合と、あらかじめ校長先生の許可を得たうえで個人のアカウントにより連絡する場合を想定しております。原則として公用の端末、公務用パソコン、授業用タブレットを用いて連絡の送受信を行っていただきます。個人のアカウントにより連絡する場合は、事前に校長先生に許可を得ることで連絡を行うことができることとするもので、許可制にするものであります。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

私もなぜこのことが出たんだろうというのが、今の説明で分かりました。

それと同時に、今度例えばアカウントとか、別の何かアカウントとかそういった少な

くとも学校に申請しているアカウントが流出しないように、すごくこれはやっぱり気をつけないと、と思っています。万が一、変なことですけど、例えばハッカーみたいなのがあって、団体のものがぼっと出てしまったりした場合の何か策というかマニュアルとか、そんなのは、県とかは、まだそこまでは言ってないんですか。

○教育長 長尾明美君

指導室、お願いします。

○指導室長 吉田実君

送受信する場合には、資料にも別紙2の2で付けているんですけども、福岡県のソーシャルメディア利用ガイドラインに従って対応する、ということは示しておるんですけども、いま委員がおっしゃった対策については・・

○委員 村上信哉君

そうなんです、私もこれを読んだんですが、なかなかですね。そこまでやっぱり本当はしておかないといけないのかなとは思うんですけども、あくまでも県のものについて市が使用につくるものでしょうから、ここまでが一応今のところは限界ですけど、本当はその先がもうちょっとあってもいいのかなとは思いました。

○指導室長 吉田実君

分かりました。

○教育長 長尾明美君

その他いかがでしょうか。

桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

今、言われたところと似ているところだと思うんですけども、今もたぶんメールでいろいろセキュリティをかけて送ったりしている内容も多いと思うので、開けないようにするとか、あと誰が見たとかいうのは、きちっと確認できるようにしていくとか、その都度追加で対応を考えていくというのも必要かと思っておりますので。なかなかこれでいいよといっても半年後にはもう時代遅れになっているものもあるのでですね、その辺は県ともやり取りしながら進めていくのがいいんじゃないかなと思います。

○委員 村上信哉君

実はですね、きょう、うちの子どものマラソン大会があって、行中なんですけど、YouTubeで中継があったんですよ。すごく面白くて、本当のマラソンの解説を聞いているみたいで、先生がお二人で掛け合いしながらいろいろ言うんですけど、面白かったです。それで、たまたまうちの妻のほうの携帯のほうに送って来られたので、それしか見られなかったです。パソコンで見ようと思ったら見られませんでした。だからちゃんと管理されているんだなと思いました。とにかく今おっしゃったようなことはすごく大

事だと思えます。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、これより採決に入ります。

議案第45号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。では、御異議ありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第46号 行橋市教職員の働き方改革取組指針について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第46号 行橋市教職員の働き方改革取組指針についての御説明をお願いいたします。

指導室、お願いいたします。

○指導室長 吉田実君

議案第46号 働き方改革指針について説明いたします。

9ページを御覧になってください。先ほどと同じく事務委任規則第2条第1項第1号と示しておりますが、第4号の誤りでありましたので、先ほど同様訂正をお願いいたします。

10ページを御覧になってください。平成31年3月に文科省より働き方改革に関する取組みの徹底について、という通知がありました。令和元年度より働き方改革の推進について検討を重ね、2年度より教職員の働き方の改善に向けた新たな取組みを始めております。学校閉庁日の制定、タイムレコーダーの導入、部活動の在り方、行橋市中学校部活動の在り方に関する指針の周知徹底などに、いま現在取組んでおります。

福岡県教育委員会においては教職員の働き方改革取組み指針を作成しております。市においては県にならって働き方改革の推進に取り組んで、いま現在おるところであります。今回、県の教育委員会の指針にならって行橋市教職員の働き方改革取組み指針を作成するものであります。

1点目、10ページ、指針についてです。指針の趣旨・目的は、教職員のワークライフバランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、教職員と子どもが向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させること、この2点を実現することを目的としまして取り組んでまいります。

2番目、目標についてです。数値目標の設定につきましては教職員の働き方改革実現

のため、令和6年度までの4年間で超過勤務時間を年360時間以内、緊急の課題として月80時間超過勤務者の解消に取り組んでまいりたいと思います。

次に、11ページを御覧になってください。3番目、具体的な取組みについてです。6つの観点から取組みを実施してまいりたいと思います。

1点目、管理者の意識改革。教職員に対して本指針の趣旨を理解していただき、長時間勤務の改善に努めていきます。

2点目、教職員の意識改革。教職員の皆さんに自らの働き方を振り返っていただきまして、長時間勤務の改善に向けた取組みを進めていただきます。

3点目、業務改善効率化の推進。行事等について精査し今後の業務改善につなげます。教材の共同開発や共用等を推進し授業準備の効率化を図りたいと思います。

4点目、部活動の負担軽減。部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置することを検討してまいりたいと思います。

5点目、教職員の役割の見直し、専門スタッフの活用。コミュニティスクールの全校導入と運営充実について支援を行いまして、教育効果を高めるために学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組んでまいります。

6点目、教育委員会における働き方改革推進体制。教職員の勤務実態について引き続き状況把握に努めてまいります。働き方改革検討委員会を設置いたしまして、各学校への業務改善の提言を行ってまいりたいと考えております。

11ページから13ページで、学校で行うこと、教育委員会で取組むこと、学校・教育委員会両方で取組むことを、白丸・黒丸・二重丸で実施主体のところで示させていただいております。今後は、この指針に沿って現在取り組んでいるものの充実や、ここに掲げている分の半分以上はもう現在取り組んでおります。新たな改革の推進に取り組んでまいりたいと思います。

本指針につきましては、たたき台を作成させていただきまして必要が生じた場合には改正を重ねて、より良い指針に改正を行っていただければと思っております。

それと、あと校長会のほうより、ちょっと意見が出ておりまして、11ページの3番目の具体的な取組みについて、いま6点を、私、説明させていただいたんですけども、6番目にあがっております教育委員会における働き方改革推進体制を1番に持ってきて、委員会の主導先導のもと、6番を1番にもってきて、それ以下は学校での管理職の意識改革であったり、教職員の意識改革を持ってきていただいたほうがよいのでは、という意見をいただきました。この意見をいただきましたので、今お示しさせていただいております取組指針の構成について一部変更、再度検討してまいりたいと思いますので、一部構成が変わる可能性も含んでおりますが、その辺のところに関しては御理解をお願いしたいと思います。

説明は以上となります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か質問等がありましたらお願いします。2番の順番のところも含めて御意見があれば、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

桃坂委員、どうぞ。

○委員 桃坂克己君

順番のところですけど、いいのかなと思いますし、あと実態がいま実際どうなっているのかなといったところも伺いたいなど。目標をいま掲げているんですけど、それに対して現状は今どうなのかなと。たぶん各学校とか先ほど部活の話も出ていましたけど、先生によっていろいろと出ているんじゃないかなと思いますので、そうしないとなかなか少しの対策をやっていってもその場限りになっちゃうかなと思います。

教育委員会が指針体制を設けていろいろ提言していきながら、話を聞きながら一斉にこれをやっていくというかたちを取らないと、会社でもそうなんですけど、業務の効率化とかいっても、なかなかそれを受け入れる人、受け入れない人もいるので、なかなか進まないということもあるので、実態の把握と体制はそういったかたちで上から下におろしていくかたちでもいいんじゃないかなと私は思います。

○委員 桃坂克己君

ちょっと言いにくいところもあるのかなとは思いますが、この目標設定というのは一般論から出ているところなのかなと思います。

○教育長 長尾明美君

この目標設定は、県からおりてきているのを、そのままダイレクトで落としているという状況でございます。

○委員 村上信哉君

あとストレスチェックって、今やられているんですか。

○教育長 長尾明美君

はい、やっています。

○委員 村上信哉君

6番目に書いてありますね。

○教育長 長尾明美君

今までは実施率が低かったんですけども今回は90パーセント以上ということで、室長、95パーセントまでいきましたかね。

○指導室長 吉田実君

はい、そうですね。

○委員 桃坂克己君

分析というのは、まだですか。

○教育長 長尾明美君

分析は、専門機関からやっていただいている、ただ、ストレスチェックはオープンにできないところがあるものですから、どちらかという教育委員会の手元資料になっていて、学校に環境改善を提言していくような仕組みになっています。

○教育長 長尾明美君

申し訳ありませんが、勤務実績は毎月報告しておりますので、来月報告します。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、これより採決いたします。

議案第46号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第47号 行橋市教育委員会事務局職員の営利企業等従事許可について

○教育長 長尾明美君

では、議案第47号 行橋市教育委員会事務局職員の営利企業等従事許可について説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課より御説明いたします。資料の14、15ページをお願いいたします。

文化課所属の職員から地方公務員法第38条第1項の規定に基づきます営利企業等従事許可の申請がございました。これはどういったものかと申しますと、私たち地方公務員は地方公務員法第35条によりまして、職務に専念をする義務というのを負っております。しかし一方で、同法の第38条の規定によりまして、勤務時間外などの職務遂行に支障がないなどの条件のもと、任命権者の許可を受ければ、報酬を得てその他の事業や事務に従事することができる、ということになっております。

ちなみに第38条の規定の内容を申し上げますと、職員は任命権者の許可を受けなければ、商業、工業または金融業その他営利を目的とする、私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務にも従事してはならない、となっております。言い換えれば適正に許可を受ければ、当然審査されてですね許可を受ければ報酬を得て他の事務に従事することができる、ということに

なります。

今回、当該職員が来年1月の22、23日の、これ土日になります、熊本県立美術館で開催をされます障害者の芸術作品展に学芸員といたしまして、作品の選定であったり展示構成の作成であったり展示作業などに従事をするために、許可申請がなされたものでございます。

説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第47号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第33号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。報告第33号の人事案件について、御説明お願いいたします。

防災食育センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

18ページ、防災食育センターの人事案件について報告いたします。12月13日で会計年度任用職員の学校給食調理員1名が退職することについて、報告をいたします。

報告は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明終わりました。何か御質問等ありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

6. その他

(1) 令和4年度儀式的行事・長期休業期間の日程について

○教育長 長尾明美君

それでは、その他に入らせていただきます。

1つ目、令和4年度儀式的行事・長期休業期間の日程について、御説明をお願いいたします。

○指導室長 吉田実君

指導室から説明します。資料19ページを御覧になってください。令和4年度儀式的行事・長期休業期間の日程についてであります。

最初に1学期の1行目、2行目の始業式。小中学校の入学式の日程につきましては、10月の定例教育委員会で説明させていただきました。本日配付の資料も併せて19ページを見ていただきたいと思います。

本日配付した資料は、行橋市立小中学校管理規則になります。学年、学期及び休業日を示しております。令和4年度1学期前期終了日の日程につきましては、上から3行目なんですけども、学校管理規則第3条第2項、夏期休業日が7月21日からとなりますので、前日の7月20日が前期終了日となります。

次に、夏期休業期間になります。学校管理規則第3条第2項で夏期休業日は、7月21日から8月31日までの間において教育委員会が定める日と定めております。令和元年度に教育課程の見直し並びに働き方改革の推進を検討し、令和2年度より取組みを行っております。令和2年度より夏期休業日を5日間短縮し、その最初の日を始業日としております。令和2年度より小学校において外国語科が新設されること、台風での休校、インフルエンザでの学級閉鎖、学力向上の課題解決、空調整備等が完了し、夏期・冬期における教育環境の改善が図られたことなどの理由により、令和2年度より夏期休業日を5日間短縮して取組んでおります。

また、令和2年度より教職員の働き方の改善に向けて、学校閉庁日の設定の取組みも行っております。夏期休業期間は、管理規則にもありますけれども7月21日から8月24日まで、その間に3日間学校閉庁日を設定いたします。4年度につきましては夏期休業期間が7月21日から8月24日の間で、学校閉庁日が8月12日、15日、16日となります。

1学期の後期開始につきましては、8月25日からになります。8月25日、26日については給食なしの午前授業となります。1学期の終業式につきましては、学校管理規則第2条第3項のとおり、10月第2月曜日となりますが、10月10日月曜日が祝日のため前の週の10月7日となります。

続いて2学期です。2学期始業式につきましては学校管理規則第2条第3項のとおり、2学期の開始が10月の第2火曜日からになりますので、10月11日火曜日からとなります。2学期前期終了日の日程につきましては、これも管理規則3条第3項冬期休業日が12月25日からとなります。4年度は25日が日曜日となりますので、23日が前期終了日となります。23日は給食なしの午前授業となります。

次に、冬期休業期間です。管理規則第3条第3項で、冬期休業日は12月25日から1月7日までと定めております。4年度は12月26日から年明けの1月6日までの期

間となります。冬期休業期間中の12月28日を学校閉庁日に設定いたしております。

2学期の後期開始につきましては、1月10日からになります。1月8日日曜日、1月9日が成人の日で祝日となりますので1月10日からになり、1月10日につきましては2学期の後期開始の1月10日から給食が開始となります。

修了式についてです。修了式は学校管理規則第3条第4項のとおり、学年末休業日が3月25日からでありますので、前日の24日金曜日となります。24日の修了式は給食なしの午前授業となります。

説明は以上となります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 成人式の開催について

○教育長 長尾明美君

では、続きまして2点目、成人式の開催について御説明をお願いします。

増田課長、お願いします。

○生涯学習課長 増田昇吾君

生涯学習課より先日御案内させていただきました成人式につきまして、御報告させていただきます。20ページをお願いいたします。

来年1月9日に行われます成人式についてですが、市民体育館のほうが改修工事のため使用ができませんので、今年度に限りです。ねコスメイト行橋内にごございます文化ホールで開催するようにしております。

なお、文化ホールの定員の関係上、14時からと16時半からの二部制としており、長時間の開催となりますが、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(3) 行橋市増田美術館企画展について

○教育長 長尾明美君

続きまして、行橋市増田美術館企画展について、御説明をお願いいたします。

では部長、お願いします。

○教育部長 辛嶋智恵子君

文化課からのお知らせですが、私のほうから御説明いたします。お手元にカラー刷りのチラシをお配りしているかと思えます。行橋市増田美術館企画展、凜と線の御案内でございます。

行橋市増田美術館のコレクションの中から凜を感じる作品や線を効果的に紋様に使っている陶磁器、構図に優雅さや動きをあたえる線が描かれた絵画、研ぎ澄まされた線の強弱が感じられる書などを御紹介する企画展というふうになっております。

会期は明日の12月22日水曜日から3月の27日日曜日まででございますので、ぜひ皆様の御鑑賞をいただきまして、また御意見や御感想などいただければ幸いです。よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございました。

(4) 学生応援給付金事業について

○教育長 長尾明美君

続きまして4点目、学生応援給付金事業について、御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御報告を申し上げます。資料の21ページをお願いします。前回の定例教育委員会の中で今年度予算の決算見込に伴います補正予算の際の御説明をさせていただいたときに少し触れさせていただきましたけれども、今年度8月2日から11月30日まで受付をしておりました、この学生応援給付金事業につきまして、事業が完了いたしましたので報告をさせていただきます。

高校生などにつきましては、振込件数は1695件ですけれども、申請者が保護者ということで、1件で複数の生徒さんの振込をしたものがございます。そのため表の下にありますように生徒数に換算をしますと1842人分。これパーセンテージで言うと予算対比で87.7パーセント、振込金額は5526万円。大学生などにつきましては1568人分、これは同じく92.2パーセントで、振込金額が7840万円という結果でございます。

また、参考までに申請のありました学生の在籍をいたします学校数として、一番下に書いております高校などが101校、大学などが289校という結果でございます。

昨年度ですね行橋市を離れて暮らす大学生などに10万円の給付金を、昨年度は支給をしたところでございますが、その際は予算に計上した1000人に対しまして745人、74.5パーセントでございましたけれども、この結果と比較しても、今回は対象者として行橋市に住所がある方も含めておりますので、それも情報が行き届いた要因の一

つかもかもしれませんけれども、比較的ですね幅広い方々に支給をできたのではないかと
うふうに考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明終わりました。何か御質問等ありましたら。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、その他に入りますが、何かございますか。

(「ありません」の声あり)

では、次回開催日についての御説明をお願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

次回開催日につきましては、来年、令和4年1月19日水曜日の15時からでの御都
合はよろしいでしょうか。

○教育長 長尾明美君

よろしいですか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

それでは、次回定例教育委員会会議の日程は、令和4年1月19日水曜日15時から
で、よろしくをお願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

会場につきましては、市役所5階の第2委員会室で開催させていただきます。

○教育長 長尾明美君

以上で本日の議事内容は終了です。

これをもちまして第13回の定例教育委員会を閉会いたします。本日はどうもありが
とうございました。

閉会 15時34分